

第9回【労働者災害補償制度の概要】 目的・対象・給付の内容・財源構成

社会保障 II

11月29日

第5章 社会保障制度の体系

第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要

1. 労働保険制度の概要 2. 労働者災害保険制度
p.195-205

2限目 10:40 ~ 12:10

講義室 304

担当：原 俊彦

1

1

今日のお話

第5章 社会保障制度の体系

第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要

1. 労働保険制度の概要

2. 労働者災害保険制度

ここでは、

1) 労働に関わる社会保障制度には、労働災害補償制度(労災保険)と雇用保険がある。

2) 労災保険・雇用保険とも政府が管掌する。厚生労働省が全国一律の制度として運営している。都道府県労働局(47)、公共職業安定所(ハローワーク)(321)(雇用保険)、労働基準監督署(544)(労災保険)

2) 労災保険は、労働災害補償法(労災保険法)に基づき、業務災害・通勤災害による負傷等を補償する。労働者の福祉増進+事業主の災害補償責任を担保する。

2

第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要

1. 労働保険制度の概要

【1】労働保険制度の特徴

労働に関わる社会保障制度には、労働災害補償制度(以下、労災保険)と雇用保険があり、2つ合わせて労働保険という。

- ❑ 労災保険：労働災害補償法(以下、労災保険法)：業務災害・通勤災害による負傷等を補償する法律。労働者が工事現場で事故で死傷した場合や通勤途中で事故にあった場合など、政府から給付を受けることができる。労働者の福祉増進+事業主の災害補償責任を担保する。
- ❑ 雇用保険：雇用保険法に基づき労働者が離職した場合、育児休業を取得した場合、教育訓練を受けた場合に、政府から現金が支給される制度。失業中の所得保障・失業予防・再就職促進・職業能力の向上などの目的をあわせ持つ。

3

第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要

1. 労働保険制度の概要

【2】労働保険制度の運営組織

労災保険・雇用保険とも政府が管掌する社会保障制度であり、厚生労働省が全国一律の制度として運営している。

- ❑ 厚生労働省：制度の企画立案・制度改正・事業所から保険料の徴収(雇用保険料・労災保険料) 労働保険審査会
- ❑ 都道府県労働局(47) 不服申立機関(雇用保険審査官・労働災害補償保険審査官)
 - 公共職業安定所(ハローワーク)(321)：雇用保険の給付、職業紹介、雇用促進のための助成金の支給など
 - 労働基準監督署(544)：労災保険の給付、労働基準法、労働衛生法に基づく事業所に対する指導監督

4

第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要

2. 労働者災害保険制度

【1】制度の目的

「業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。」

(労働災害補償法 第一条)

5

第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要

2. 労働者災害保険制度

【2】制度の沿革

- ❑ 労災保険法は1947(昭和22)年の労働基準法(労働災害に対する使用者の補償責任を定める)と同時に制定された。
- ❑ それ以前は、医療保険で対応してきた。以降は、業務上の傷病は医療保険ではなく、労災保険の対象となる。
- ❑ 労災保険の対象は一定の規模・業種に限られていたが、
- ❑ 1972(S47)年すべての事業が強制適用事業となる。
- ❑ 補償の年金化、給付額のスライド制導入、1973(S48)年通勤災害補償制度、1996(H8)年重度被災労働者に対する介護(補償)給付2001(H13)年脳・心臓疾患の発症防のための二次健康診断給付など

6

第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要
2. 労働者災害保険制度
【3】 制度の対象

① 適用事業

原則：労働者を1人でも使用するすべての事業所は強制加入。
* 例外：5人未満の個人経営の農業・畜産・水産事業は任意加入。
* 対象外：国家公務員・地方公務員は別途、災害補償法がある。
* 船員は2010（H22）から船員保険から労災に統合された。

7

第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要
2. 労働者災害保険制度
【3】 制度の対象

② 適用労働者

適用事業所で使用される労働者は、常勤・臨時雇用・パートタイム・アルバイトなど雇用形態や雇用期間にかかわらず、すべてに適用される。*** 知っておくと便利です！**

③ 特別加入制度

事業主や一人親方など、特定作業従事者などに対して認められている。近年は対象範囲が拡大し、原付・自転車での貨物運送事業者（ギグワーカー）などの個人事業主も特別加入可能。

- ・ 中小企業の企業主とその家族従業員
- ・ 一人親方（大工・左官・個人タクシー・フリーランス）
- ・ 海外派遣者など・特定作業従事者（農業従事者など）

8

第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要
2. 労働者災害保険制度
【4】 労働災害の認定

労災認定は労働者の申請に基づき労働基準監督署が行う。
⇒ **申請しないとダメ。労基署が認定しないとダメ。**

① 業務災害の認定

① 業務上の負傷

- ・ 事業主の支配・監督下で従事している場合：
 - 業務遂行に関わる負傷×私的行為、故意による負傷
- ・ 事業主の支配・監督下にあるが従事していない場合
 - 施設管理に関わる負傷×私的行為、故意による負傷
- ・ 事業主の支配・監督下にあるが離れて従事している場合
 - 出張中・社用外出 * 東日本大震災で被害にあった場合

9

第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要
2. 労働者災害保険制度
【4】 労働災害の認定

② 業務上の疾病（しっぺい）

事業主の支配・監督下にあるだけでなく、有害因子に被曝した場合（アスベストによる肺がん・中皮腫・介護施設における腰痛などの商業業、過度なストレスによる精神障害など。認定は医学的・専門的判断が求められる。

・ 労働の場に有害因子：物理的（放射線、高熱、高圧など）、化学物質、身体に過度の負担がかかる作業状態・環境、粉塵、病原菌。

例：過労による鬱病：発病前の半年間の長時間残業など。

- ・ 2014年過労死等防止対策推進法
- ・ 精神疾患の認定など、**セクハラ**・**パワハラ**・**モラハラ**などもあり。

10

第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要
2. 労働者災害保険制度
【4】 労働災害の認定

② 通勤災害の認定

通勤災害：通勤中の事故により労働者が被った傷病等。
通勤：労働者が就業に関し、合理的な経路に行く、次に掲げる移動

- ① 住居と職場間の報復
- ② 労災保険適用事業所から他の適用事業所への移動
- ③ 単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居の移動
- ★ 通常ルートを外れて寄り道するとダメ！
- ★ 帰宅途中の飲酒による事故もダメ！
- ★ ただし、日常的に必要な逸脱（通院・日用品の買い物・教育訓練・選挙権の行使・配偶者や子の介護）はOK。

11

第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要
2. 労働者災害保険制度
【5】 保険給付

業務災害／通勤災害と認定されれば保険給付がなされる。

図5-24 労災給付の体系

① 療養（補償）給付

治療などの医療現物または現金給付⇒労災病院・労災医療機関等（都道府県労働局長が指定する病院）などでは保険診療と同じ。ただし自己負担なし（通勤災害は200円を超えない範囲で自己負担あり）。指定病院以外では一旦、全額支払、後で償還する。保険点数は1点12円で健康保険の10円より割高。

* 業務災害による給付の増加⇒事業主の負担増＋保険料率の上昇⇒医療保険を使わせる「労災隠し」の問題がある。

12

第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要
2. 労働者災害保険制度
【5】 保険給付

② 休業（補償）給付：

業務災害等による傷病の療養のために働くことができず、賃金がもらえない日が4日以上になる場合、休業4日目から支給される。1日につき給付基礎日額（被災直前3ヶ月の賃金の平均日額）の60%。合わせて休業特別支給金（割増）も支給。こちらは20%。つまり給与の8割。

③ 傷病（補償）年金：

1年6ヶ月を経過してもなおあらず、傷病による障害の程度が傷病等級（1から3級）に該当する場合は、休業給付から傷病（補償）年金に切り替わる。1級313日分、2級277日分、3級245日分。傷病年金が支給される場合は、傷病特別支給金（割増）と傷病特別年金（割増）が支給される。

13

第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要
2. 労働者災害保険制度
【5】 保険給付

④ 障害（補償）給付

傷病が治癒した後、障害等級第1級から7級までの重い障害が残る場合は、障害（補償）年金が支給される。第1級は給付基礎日額×313日分、第7級は給付基礎日額×131日分。障害の程度に応じ、障害特別支給金と障害特別年金が支給される。

また、障害等級第8級から14級までの軽い障害が残る場合は、年金ではなく、障害（補償）一時金が支給される。第8級は給付基礎日額×503日分、第14級は給付基礎日額×56日分。障害の程度に応じ、障害特別支給金と障害特別一時金が支給される。

14

第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要
2. 労働者災害保険制度
【5】 保険給付

⑤ 遺族（補償）給付

業務災害、複数業務要因災害または通勤災害により死亡したとき、遺族（補償）年金が支給される。遺族（労働者死亡時の被扶養者）の数等に応じ、給付基礎日額の1人153日分から4人以上245日分。遺族（補償）特別支給金と遺族（補償）特別年金が支給される。

遺族（補償）等年金を受け得る遺族がないときは、給付基礎日額の1000日分の遺族（補償）一時金が労働者死亡時の被扶養者ではなかった遺族に支給される。

15

第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要
2. 労働者災害保険制度
【5】 保険給付

⑥ 葬祭給付（葬祭料）

業務災害、複数業務要因災害または通勤災害により死亡した人の葬祭を行うときは、葬祭給付（葬祭料）が支給される。

【金額】 315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額（その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分）

16

第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要
2. 労働者災害保険制度
【5】 保険給付

⑦ 介護（補償）給付

障害（補償）等年金または傷病（補償）等年金受給者のうち第1級の者または第2級の精神・神経の障害および胸腹部臓器の障害の者であって、現に介護を受けているときは、介護（補償）給付が支給される。

【金額】 常時介護の場合は、介護の費用として支出した額（上限16万6,950円）。親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合、または支出した額が72,990円を下回る場合は一律72,990円。随時介護の場合は、介護の費用として支出した額（上限8万3,480円）、親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合または支出した額が3万6,500円を下回る場合は3万6,500円

17

第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要
2. 労働者災害保険制度
【5】 保険給付

⑧ 二次健康診断等給付

事業主が行った直近の定期健康診断等（一次健康診断）において、次の(1)(2)のいずれにも該当するとき

(1) 血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲またはBMI(肥満度)の測定のすべての検査において異常の所見があると診断された場合

(2) 脳血管疾患または心臓疾患に関連する項目において異常の所見があると診断された場合

労働者の請求により、二次健康診断および特定保健指導の給付が行われる。

18

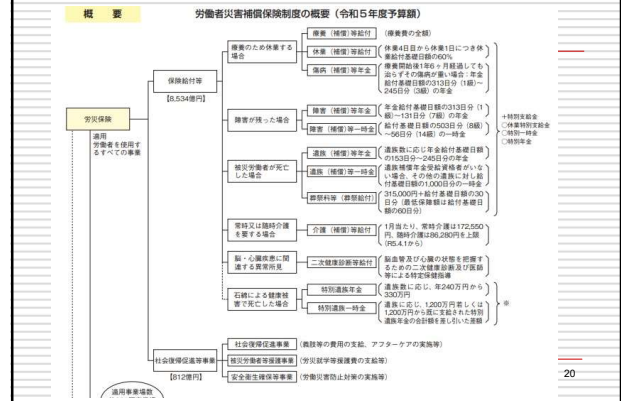
第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要
2. 労働者災害保険制度
【6】財源

労災保険料は、労働保険料として雇用保険の保険料と合わせて一元的に徴収される。労働保険料は、その事業に使用されるすべての労働者の賃金総額×(労災保険率+雇用保険率)

労災保険の財源は、事業主が納める労災保険料のみ。業務災害に対する補償の責任は全面的に事業主にあり、労働者にはないとの考えから、労働者の負担はない(健康保険などとの違い)、また国庫負担もない。ただし、通勤災害の場合には若干の自己負担あり(なぜ?)。

保険料率は、事故の発生確率に応じて定められている(民間の損保に近い考え方)。メリット制: 1,000分の2.5(放送、出版、金融業)から1,000分の88(金属工業、石炭鉱業)。通勤災害や二次健康診断は、一律1000分の0.6。

図5-24 労災制度の体系



次週

今回は

10. 12月6日【雇用保険制度の概要】目的、対象、給付の内容、財源構成

第5章 社会保障制度の体系 第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要

(3) 雇用保険制度 p.205-214